

## 1 事業名

所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児のための時間外勤務の制限に係る対象職員の範囲及び子の看護休暇の取得要件を拡大し、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うとともに、病気休暇制度の見直しを行うため、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

育児のための時間外勤務の制限に係る対象職員の範囲及び子の看護休暇の取得要件の拡大並びに仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等については、法律の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

病気休暇制度の見直しについては、他の自治体においても国家公務員の取扱いを踏まえ、必要に応じて条例改正を行っている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

## 議案第21号 所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

## 第8条の2 略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

## 3 略

4 前3項の規定は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第4項を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とある

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

## 第8条の2 略

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

## 3 略

4 前3項の規定は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第4項を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育」とあるのは「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢によ

のは「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（病気休暇）

第13条 略

2 病気休暇の期間は、市規則で定める日を除き、連続して90日（精神疾患の場合は180日。市規則の規定に基づき90日（精神疾患の場合は180日）となる場合を含む。）を超えることはできない。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における休暇の期間にあってはその療養に必要な期間、その他市規則で定める場合における休暇の期間にあっては市規則で定める期間とする。

（特別休暇）

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

り市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（病気休暇）

第13条 略

2 任命権者は、職員が次の各号により療養を要する場合に、それぞれの場合について定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を与えることができる。

(1) 公務上の負傷又は疾病の場合 その療養に必要な期間

(2) 前号以外の負傷又は疾病の場合 90日。ただし、精神疾患の場合は、これに90日を加算した期間

（特別休暇）

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(14) 略

(15) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(16)～(21) 略

（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認）

第17条 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(1)～(14) 略

(15) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市規則で定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(16)～(21) 略

（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認）

第17条 略